

ICT化の進展に対応した主な施策

電子申告等

電子帳簿等保存

(施行・適用開始)

平成10年		・電子帳簿等保存制度の開始
平成16年	・電子申告、電子納税（e-Tax）の運用開始	
平成17年	・法定調書の電子提出の運用開始（オンライン又は光ディスク等による提出）	・国税関係書類のスキャナ保存制度の開始 （取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能化）
平成28年	・第三者作成書類の提出可能化（イメージデータ（PDF）による提出）	・スキャナ保存制度の要件緩和 （スマホ等による社外における読取りを可能化）
平成30年	【法人税】第三者作成書類の一部添付省略（土地収用証明書等） 【法人税等】認証手続の簡便化（委任を受けた社員等の電子署名の許容等）	
令和元年 （平成31年）	【所得税等】認証手続の簡便化（ID・パスワード方式） 【法人税】添付書類のデータ形式柔軟化（勘定科目内訳書等は平成31年～、財務諸表は令和2年～） 【法人税】マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略 ・一定の手続における住民票の写し等の添付不要化 【所得税】スマホ申告の実現（H31.1～段階的に対象範囲拡大）	・電子帳簿等・スキャナ保存制度の申請手続の簡素化・柔軟化 （認証を受けたソフトウェアの利用者の承認申請書の記載省略、新規に業務を開始した個人開業者の申請期限の特例を創設） ・スキャナ対象書類の範囲拡充（一定の要件の下、書類ごとに1回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化）
令和2年	【法人税・法人事業税】国・地方を通じた財務諸表提出のワンスオンリー化 【法人税・消費税等】電子申告義務化（資本金の額等が1億円超の法人） 【所得税】準確定申告の電子的手続の簡素化（「確認書」を添付した場合の他の相続人の電子署名等の不要化）	・電子取引の要件緩和 （一定の要件の下、電子取引に係るタイムスタンプの不要化等）
令和3年	・法定調書の電子提出義務の基準引下げ（1,000枚以上⇒100枚以上） ・法定調書の電子的提出方法の柔軟化（CSV形式での提出を可能化） ・振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化（e-Taxを利用して電子的に行うことを可能化） ・納税証明書の電子的請求・交付方法の柔軟化（QRコード付の納税証明書の交付等） ・e-Taxによる申請等の方法の拡充（イメージデータを送信する方法を追加）	
令和4年	・処分通知等の電子交付の拡充（処分通知等の範囲の拡大） ・クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備 ・スマホアプリ（Opay等）による納付手段の創設	・電子帳簿等保存制度及びスキャナ保存制度の承認制度の廃止 ・電子帳簿等保存制度の見直し（最低限の要件による電子保存の可能化、優良な電子帳簿に係る加算税の軽減措置の創設） ・スキャナ保存制度等の見直し（紙の原本チェックを要する要件を不要化、タイムスタンプ付与までの期間を統一、検索要件を緩和、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の創設）

※ 下線は令和3年度改正において措置したもの